



2023年9月15日

各位

会社名 伊藤忠商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長COO 石井 敬太
 (コード番号 8001 プライム市場)
 問合せ先 IR部長 天野 優
 (TEL. 03-3497-7295)

会社名 デジタルバリューチェーンパートナーズ
 合同会社
 代表者名 代表社員 伊藤忠商事株式会社
 職務執行者 新宮 達史
 問合せ先 同上

**伊藤忠テクノソリューションズ株式会社株式(証券コード:4739)に対する
 公開買付けの結果に関するお知らせ**

伊藤忠商事株式会社(以下「伊藤忠商事」といいます。)及び伊藤忠商事が100%を出資する合同会社であるデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社(本店所在地:東京都港区、職務執行者:新宮達史。以下「公開買付者」といいます。)は、2023年8月2日、公開買付者が伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、証券コード:4739、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することをそれぞれ決定し、2023年8月3日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、2023年9月14日をもって本公開買付けが終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

デジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社
 東京都港区北青山二丁目5番1号

(2) 対象者の名称

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|-------------|----------|
| 89,625,766株 | 12,550,000株 | 一株 |

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(12,550,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,550,000株)以上の場合は、応募株券等の全部

の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数である対象者株式数(89,625,766株)を記載しております。当該最大数は、対象者が2023年8月2日に公表した「2024年3月期第1四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(240,000,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(8,772,634株)及び2023年8月2日現在の本公開買付けに応募する予定のない伊藤忠商事が所有する対象者株式数(141,601,600株)を控除したものになります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2023年8月3日(木曜日)から2023年9月14日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,325円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,550,000株)に満たない場合、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(57,099,146株)が買付予定数の下限(12,550,000株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2023年9月15日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類 | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|-----------|--------------|--------------|
| 株券 | 57,099,146株 | 57,099,146株 |
| 新株予約権証券 | —株 | —株 |
| 新株予約権付社債券 | —株 | —株 |

| | | |
|------------------|-------------|-------------|
| 株券等信託受益証券 () | 一株 | 一株 |
| 株券等預託証券 () | 一株 | 一株 |
| 合計 | 57,099,146株 | 57,099,146株 |
| (潜在株券等の数の合計) | — | (一株) |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

| | | |
|----------------------------------|------------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数 | 一個 | (買付け等前における株券等所有割合 一%) |
| 買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数 | 1,416,016個 | (買付け等前における株券等所有割合 61.24%) |
| 買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数 | 570,991個 | (買付け等後における株券等所有割合 24.69%) |
| 買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数 | 1,416,016個 | (買付け等後における株券等所有割合 61.24%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 2,311,449個 | |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2023年8月10日に提出した第45期第1四半期報告書に記載された2023年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（240,000,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,772,634株）を控除した231,227,366株に係る議決権の数（2,312,273個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

- ② 決済の開始日

2023年9月22日（金曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人に取引可能な口座を保有していない株主等（法人株主等を含みます。）の場合、常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、伊藤忠商事及び公開買付者（以下「公開買付者ら」といいます。）が 2023 年 8 月 2 日に公表した「伊藤忠テクノソリューションズ株式会社株式（証券コード：4739）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容からは変更はありません。

同資料でお知らせしたとおり、本公開買付けの結果を受け、公開買付者らは、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場にて取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

デジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社
株式会社東京証券取引所

東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上